

帯広市立北栄小学校いじめ防止基本方針（令和8年4月改定）

1 目的

本校は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、児童の尊厳と命を守ることを最優先とし、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的に推進する。

2 基本認識

- ・いじめはどの学校・どの学級でも起こり得る
- ・いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許されない
- ・児童の生命・心身の安全を最優先とする
- ・小さな兆候でも見逃さず、組織で対応する

3 いじめの定義

当該児童に対して、当該児童と一定の関係にある他の児童が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が**心身に苦痛を感じているもの**をいう。

4 基本方針（3本柱）

1. 未然防止

いじめを生まない
許さない学校づくり

【いじめを生まない土壌づくり】

- ・居場所づくり・絆づくりの推進
- ・自己有用感・所属感の育成
- ・あいさつ運動
- ・児童会活動の活性化
- ・道徳・学活の充実
- ・情報モラル教育の実施
- ・教育相談（年3回）
- ・学校評価によるPDCA改善
- ・児童版いじめ防止基本方針の作成
- ・いじめ防止基本方針の周知（保護者）

ポイント：日常の学級経営が最大の予防策

2. 早期発見・早期対応

教員の指導力の向上と
組織的な対応

「小さなサインを見逃さない」

- ・いじめアンケート（年3回）
- ・日常観察・校内巡回の徹底
- ・教職員間の情報共有（即時・確実）
- ・SC・SSWの活用
- ・保護者との情報共有

ポイント：「疑い」で動く
（確定を待たない）

3. いじめの対処

保護者・地域・関係機関との
連携

「組織で、迅速・的確に対応」

- ・担任が抱え込まず、即報告
- ・「いじめ防止対策委員会」を中心に対応
- ・被害児童の安全確保を最優先
- ・加害児童には成長を促す指導＋毅然とした対応
- ・保護者・関係機関と連携

5 組織体制

いじめ防止対策委員会

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・担任・養護教諭・関係学級担任・特別支援コーディネーター等

※必要に応じて、教育委員会・子育て支援課・専門機関（SC・SSW等）・児童相談所・警察・エリアファミリー・他校種関係者等も参加



【主な役割】

- 年間計画の立案・実行・検証・修正（PDCAサイクル）
- いじめの相談、通報の窓口
- 情報収集・記録・共有
- いじめを認知した際の事実確認・指導・支援体制の決定
- 保護者との連携・関係機関との連携
- 重大事態の調査（市教委の判断による）

臨時職員会議（全職員で構成）

緊急時は速やかに開催し、情報共有・対応を協議する

6 対応時の基本姿勢（職員共通）



確かな情報

事実に基づき、正確に把握する。



対応時の基本姿勢

児童の人権を尊重し、寄り添う姿勢で対応する。



情報の共有

速やかに共有し、組織で対応する。



初動の迅速さ

小さなサインを見逃さず、すぐに動く。



当事者への配慮

被害児童を守り、加害児童の背景にも配慮しながら支援・指導を行う。

帯広市立北栄小学校いじめ発生時の対応フロー

①いじめの疑いを把握する

- 児童の言動・表情・行動の変化
- 児童・保護者・地域・関係機関からの相談・通報
- いじめアンケート、教育相談等

「もしかして…」と思ったら、すぐに次の行動へ！

②管理職へ報告する

- 速やかに管理職へ報告
- 報告内容は正確に、簡潔に

早い報告が、早い解決につながる！

③事実確認を行う

- 複数の教職員で対応
- 被害児童・加害児童・周囲の児童から丁寧に聞きとり
- 記録を正確に残す

先入観を持たず、客観的に！

④組織で対応方針を決定する

- いじめ防止対策委員会を開催
- 情報を共有し、支援・指導方針を決定
- 対応の役割分担を明確に

一人で抱え込まず、チームで対応！

⑤児童・保護者へ対応する

- 被害児童の安全確保と心のケア
- 加害児童への指導・支援
- 事実に基づき保護者へ説明

丁寧に、誠実に、継続して関わる！

⑥再発防止と経過観察を行う

- 学級・学年・学校全体で取り組む
- 再発防止策の実態と改善
- 定期的に経過観察・支援を継続
- 必要に応じて、支援計画を見直す

同じことを繰り返さない学校づくりへ！

重大事態への対応フロー

- ①児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（自殺、傷害、金品の被害、精神疾患等）
- ②いじめにより相当の期間（年間30日を目安）欠席することを余儀なくされている場合

①安全確保と不安解消のための支援

- 被害児童の安全を最優先に確保し、必要な支援を行う

②重大事態の発生報告

- 市教育委員会へ速やかに報告

③調査の実施と報告書の作成・提出

- 市教委の指導の下、調査を実施し報告書を提出

④保護者への情報提供と説明

- 丁寧に説明し、誠実に対応する

